

～「男女平等参画推進計画」と「男女平等参画推進会議」について～

「文京区男女平等参画推進計画」と今年度の「男女平等参画推進会議」における主な議題等について、推進計画【概要版】に追記したものです。推進計画の体系や施策全般と合わせてご確認ください。

# 文京区

資料第2-2号

# 男女平等参画推進計画

## 【概要版】

平成29年度～平成33年度  
(2017年度～2021年度)

男女がその個性と能力を発揮し、性別に関わりなく個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画する機会が確保される文京区をつくるための計画です。

文京区は、男女平等参画社会の実現に向けて男女平等参画推進条例に基づき、総合的で計画的な施策を区民と共に推進することを目的としてこの計画を策定しました。

この概要版では、計画の体系とその考え方を示しています。具体的な事業については、計画本書をご覧ください。

なお、「文京区男女平等参画推進計画」は、男女平等センター、区立図書館、行政情報センターで閲覧できるほか、文京区のホームページにも掲載しています。

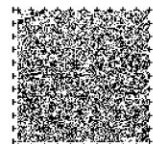
文京区ホームページ <http://www.city.bunkyo.lg.jp/>



文京区



シンボルマーク



# 計画の体系

大項目

【目標】

中項目

【課題】

小項目

【施策】

## I 男女平等参画社会を支える意識の形成

1 ジェンダーに敏感な視点に立った教育・学習

- (1) 学校教育における男女平等教育・学習の推進
- (2) 生涯学習における男女平等教育・学習の推進

2 ジェンダーに敏感な意識の浸透

- (1) 男女平等参画社会実現に向けた普及・啓発の充実
- (2) 男女平等参画の現況把握

## II 男女平等参画の推進と女性の活躍

1 家庭生活における男女平等参画

- (1) 家庭における男女の役割分担の改善
- (2) 介護者等への支援
- (3) 子育てへの支援

2 地域社会における男女平等参画


- (1) 地域活動への参画のための活動支援
- (2) 男女平等センターを拠点とした推進

3 働く場における男女平等参画

- (1) 仕事と家庭の両立支援
- (2) 職場における男女平等の促進
- (3) 女性の就労・再就職、起業等への支援
- (4) 男性中心型の労働慣行を改め多様な働き方の支援

4 政策・方針決定過程における男女平等参画

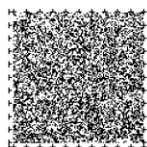
- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

の箇所が令和2年度「男女平等参画推進会議」で、主にご意見をいただく施策です。

(参考) 推進会議のスケジュール(予定)

第1回(今回)、第2回(7月下旬)、

第3回(9月下旬)、第4回(11月下旬)、第5回(令和3年1月下旬)



大項目

【目標】

中項目

【課題】

小項目

【施策】

配偶者等暴力防止基本計画

Ⅲ

あらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの実現

1 ドメスティック・バイオレンスの根絶

- (1) ドメスティック・バイオレンスの防止
- (2) ドメスティック・バイオレンスへの対応

2 あらゆる暴力の根絶

- (1) セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の暴力に対する防止・対応
- (2) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応
- (3) 女性への暴力撤廃国際デーと暴力撤廃の呼びかけ

3 生涯を通じた健康支援

- (1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発
- (2) 保健指導・健康診査の充実

4 人権の尊重と自立への支援

- (1) 啓発、相談機能の充実
- (2) 貧困等複合的困難を抱える方への各種支援制度の整備

5 男女平等参画の視点に立った防災対策

- (1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応
- (2) 防災に関する活動等への女性の参画推進

Ⅳ

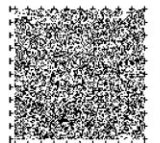
推進システムの整備

1 庁内等推進体制の整備・充実

- (1) 文京区男女平等参画推進条例の推進
- (2) 計画の推進と評価体制の確立
- (3) 男女平等参画の視点に立った調達制度の活用
- (4) 区職員への意識啓発及び人材育成
- (5) 苦情申立て制度の運用

2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

- (1) 国際社会の取組との連携
- (2) 国連持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）、女性のエンパワーメント原則（WEPIs）の周知・推進
- (3) 国・都への要望と連携強化
- (4) 大学・企業・民間団体との連携の強化



## I 男女平等参画社会を支える意識の形成

男女平等参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等の意識を有することが不可欠です。男女平等参画社会基本法が制定されて以降、法制度の整備は進められてきましたが、現実社会においては、固定的な性別役割分担意識がまだ根強く、男女の自由な生き方を縛ったり、可能性を狭めたりするなど、多くの課題が残されています。性差に関わらず、個人の個性と能力を発揮できるよう、生涯にわたる教育・学習を通じて、男女平等意識の浸透を図らなければなりません。今後も、あらゆる場面において男女平等参画社会を支える意識を形成するため、広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

### 1. ジェンダーに敏感な視点に立った教育・学習

社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う学校教育の場において、児童・生徒に対し人権や個性を尊重し、男女平等意識を培う教育を実践していくとともに、生涯学習の場において、男女平等参画社会の実現に向けた学習機会の提供や自主的な学習に対する支援を行います。

#### ◆ ジェンダーとは

生物学的な差異に基づく男女の性別ではなく、社会的、文化的につくられた性差をいい、人々の意識の中につくられた「女性像」「男性像」を指す広い概念です。

#### (1) 学校教育における男女平等教育・学習の推進

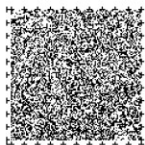
学校教育の場において、男女平等教育・学習を一層推進するとともに、生徒指導・進路指導においては児童・生徒一人ひとりの能力を尊重した指導を行います。

また、性に対する知識を深め、互いの性を尊重することができる人間関係を形成するため、発達段階に応じた性教育を実施します。

#### (2) 生涯学習における男女平等教育・学習の推進

各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう各種講座等を開催します。

また、各種講座等への参加を促すため開催日時・保育等の配慮をするとともに、男女平等参画に関連する情報提供を行います。



## 2. ジェンダーに敏感な意識の浸透

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女平等参画に関する認識やその意識に対する理解を深め、定着させるためには、社会状況を把握しながら、たゆまぬ啓発・普及活動が不可欠です。

### (1) 男女平等参画社会実現に向けた普及・啓発の充実

男女平等参画社会の実現に向けた各種事業や啓発誌の発行を通して、また、学校・職場・家庭・地域の連携を図りながら、あらゆる年代にジェンダーに敏感な意識を浸透させます。

### (2) 男女平等参画の現況把握

区民の意識を把握し、より男女平等参画への理解を深めるための調査・研究を行います。

調査の具体的な内容は、令和4年度からの次期「文京区男女平等参画推進計画」策定に向けた区民の皆様への意識調査です。

調査結果を集計・考察し、次期計画に反映することを目的とします。

第2回の会議において、調査項目（案）をご提示し、ご意見をいただきます。

第3回の会議で、調査の進捗状況をご報告いたします。

第4回の会議で、集計結果のご報告をいたします。

第5回の会議で、調査結果（速報）のご報告をいたします。

なお、今回の調査では、次の項目を追加する予定です。

#### ・「SOGI」について

SOGIとは、「Sexual Orientation」と「Gender Identity」の頭文字をとったもので、「性的指向」と「性自認」を意味しています。「性的指向」とは、恋愛感情や性的な関心・興味が主にどの性別に向いているかを言います。例えば、「性的指向」が同性のみに向いている人はゲイ・レズビアン、同性にも異性にも向いている人はバイセクシャル、異性のみに向いている人はヘテロセクシュアルなどと呼ばれています。「性自認」とは、「私は女性である」、「私は男性である」等の自分がどの性別であるかということについての内面的・個人的な認識を言います。

#### ・ハラスメントについて

今回調査から「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」、「モラル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント（妊娠や出産をきっかけとした職員に対する嫌がらせ）」なども追加し、調査範囲を拡充します。



## Ⅱ 男女平等参画の推進と女性の活躍

「女性活躍推進法」が平成28年4月1日より全面施行されました。この法整備により、301人以上の民間事業主や地方公共団体は、様々な施策や報告事項が義務付けられ、300人以下の民間事業主は努力義務となりました。しかし、女性の活躍の場は、働く場ばかりではなく、政治や司法、行政、経済、地域など様々な分野で求められています。

これまででもポジティブ・アクション（積極的改善措置）等について様々な取組や推進、普及啓発が行われたものの、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が低いのが現状です。このことを踏まえ、女性の参画拡大の動きをさらに加速するため、採用・登用・能力開発を視野に入れた事業主行動計画の策定を導入することが必要です。多様な人材の能力活用の観点からも、重要な担い手として、女性の役割が再認識されています。

また、男性に対しては、両立支援制度の活用を促すことにより、家事・育児・介護・地域等に参画可能となるため、この環境整備が求められています。

### 1. 家庭生活における男女平等参画

ケアワーク（家庭内労働）への理解と社会的な評価を高めるとともに、行政や企業、学校を含めた支援体制の整備と、男性や次世代の家族による家庭生活への参画を強力に促進する必要があります。

#### (1) 家庭における男女の役割分担の改善

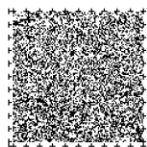
男女がともに協力して家族の一員としての責務を果たし、豊かで自立した生活が営めるよう支援します。

#### (2) 介護者等への支援

安心して介護と仕事を両立できる社会を目指し、また、介護に関わる職業についての理解を深めるため、介護される者の自立を促し、介護者等の負担軽減を図り、社会参画を促進するためのサービスを充実します。

#### (3) 子育てへの支援

子育ての孤立化や不安を解消し安心して子育てができるような環境整備を進め、すべての子育て家庭への支援を充実します。



## 2. 地域社会における男女平等参画

福祉、教育、防災防犯、まちづくり、文化活動など様々な分野において男女が偏りなく活動の決定過程に関われるよう、施策を通じて地域社会における男女平等参画の実現に努めます。

### (1) 地域活動への参画のための活動支援

女性と男性が偏らずに地域活動の決定過程に関わることができるよう支援します。

### (2) 男女平等センターを拠点とした推進

男女平等センターにおいて、学習の機会を提供するとともに、男女平等参画に資する団体活動の支援を行い、地域における男女平等参画を推進します。

#### ◆ 文京区男女平等センター

文京区男女平等参画推進条例において、男女平等参画の推進及び活動の拠点施設として位置づけられ、男女平等参画社会の実現に向けた学習の機会、交流の場を区民に提供しています。

また、性別や年齢を問わず、自分自身の生き方や人間関係等についての相談事業も行っています。

所在地	〒113-0033 東京都文京区本郷4-8-3 本郷真砂アーバンハイツ1F		
電話	03-3814-6159	F A X	03-5689-4534
開館時間	9：00～21：30 (受付は20：00まで)		
休館日	年末年始(12月28日～1月4日)、隔月1回全館清掃日		

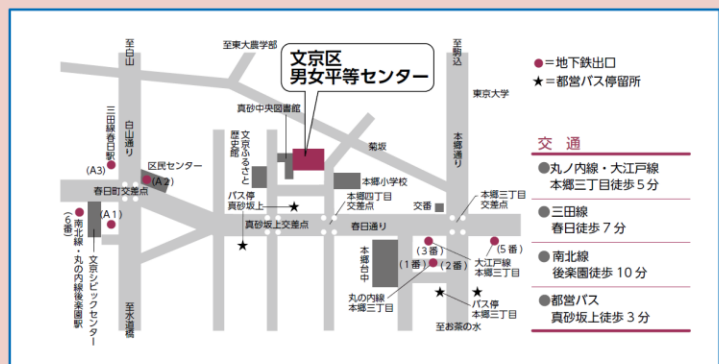
#### 相談室のご案内

個人の自立や人間関係などの相談に専門のカウンセラーが応じます。  
電話でご予約の上お越し下さい。

電話での相談も  
受け付けております。

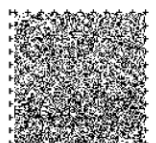


03-3812-7149



#### 【相談時間】

- 毎週月曜日 (祝日を除く) 午前10時～午後4時 (受付は午後3時まで)
- 毎週水曜日 (祝日を除く) 午後2時～午後8時 (受付は午後7時まで)
- 毎週金曜日 (祝日を除く) 午前10時～午後8時 (受付は午後7時まで)



### 3. 働く場における男女平等参画

男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現へと取り組むことが大切です。

#### (1) 仕事と家庭の両立支援

家庭生活における男女平等参画への支援に加えて、子育て中の保護者の就業形態の多様化や家族形態の変化に伴い、保育需要に見合った保育施設や制度を整備します。

#### (2) 職場における男女平等の促進

雇用の場(募集・採用・配置・昇進等)における男女平等を確保し、労働条件を向上させるため、経営者に対するセミナー等、事業者への働きかけと支援を行うとともに、あらゆる機会を捉えて企業や労働者に対し、関連法の周知を図ります。

#### (3) 女性の就労・再就職、起業等への支援

就労・再就職等を希望する女性に対して、就労に関する情報提供、労働講座の開催、研修等への参加を促進する支援を行います。

#### (4) 男性中心型の労働慣行を改め多様な働き方の支援

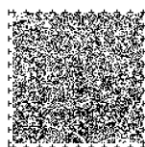
仕事優先の現実と意識が過度の長時間労働にもつながり、育児・介護等との両立を希望し、就業を望む女性にも厳しい現状となっています。多様な働き方の推進がなされる中、事業者に対する啓発などの取組が必要です。

### 4. 政策・方針決定過程における男女平等参画

男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し、ともに責任を担うとともに、多様な意思が社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大が望まれます。

#### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

広聴活動や区民参画制度を充実することにより、政策・方針決定過程への男女平等参画を促進します。





## Ⅲ あらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの実現

男女平等参画社会の実現に向け、男女問わず個人として尊重されること、性差等により差別的な取扱いを受けないこと、個人としてその能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。配偶者暴力やストーカー等の暴力行為、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、性の商品化等は個人の尊厳を傷つける決して許されない行為です。加えてこれらは、子どもや女性、立場的に弱者とされる方々が被害者となるケースが多く、男女平等参画社会を形成していく上で、早急に対応し克服すべき課題です。

また、人間としての尊厳を守るためには、生涯にわたる心と体の健康が欠かせません。特に、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)は、女性の人権にかかわる重要な課題とされています。男女を問わず、人が互いに理解し合い、人権を尊重し合うことは、男女平等参画を推進するための前提です。さらに、個人の自立を容易にするための相談支援体制の充実や社会基盤の整備が求められています。

### 1. ドメスティック・バイオレンスの根絶

この項目は、配偶者暴力防止法に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」に相当します。

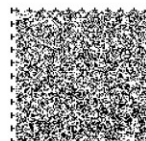
ドメスティック・バイオレンスの根絶のためには、防止に向けた啓発活動を推進し、緊急一次保護施設を確保する一方、関係機関が連携し、社会全体で防止に取り組むことが必要です。

#### ◆ ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的・性的・精神的・経済的暴力のことです。

#### (1) ドメスティック・バイオレンスの防止

ドメスティック・バイオレンスに対する認識を深めるため、意識啓発を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を強化します。また、職員・教職員の意識を高めるとともに、担当職員への研修等により、適切に対応できる人材を育成します。



## (2) ドメスティック・バイオレンスへの対応

早期発見や保護・自立に向けた取組を推進し、暴力を受けた被害者や子どもへの支援を充実するとともに、相談体制から自立に至る一貫した支援体制の構築を検討していきます。

## 2. あらゆる暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、ストーカー、レイプ、援助交際を含む売買春、児童虐待などの暴力は、法制度の改正や整備がなされ、NPOや警察、自治体を含めた関係機関による連携も進み始めています。しかし、年々件数が増加傾向にあり、シェルターやワンストップ支援の整備はより必要性を増しています。

### (1) セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の暴力に対する防止・対応

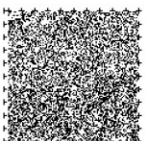
日常生活の中で、誰もが遭遇する可能性のある人権侵害に対して、人権尊重の視点に立って啓発するとともに、対応策や防止策については、他機関と連携して整備します。

### (2) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応

関係機関・団体等と連携して、児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境をなくすための広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進します。

### (3) 女性への暴力撤廃国際デーと暴力撤廃の呼びかけ

世界中の女性の3人に1人が生涯に一度は受けると言われている暴力を予防するためには、長期的かつ永続的な効果があるように全体的な取組が必要です。



### 3. 生涯を通じた健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の形成に当たっての前提であり、また、心身及びその健康の維持増進に関する正確な知識・情報を入手することは、自らが健康で主体的に行動していくために必要です。

#### (1) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発

女性が家庭や就労の場、社会生活において、自己の意思に基づいて、自分自身の妊娠・出産を決めることができ、性感染症予防等の健康管理も自ら行うことができるよう、男女両性に対し、そのライフステージに応じた啓発活動を推進します。

##### ◆ リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

いつ何人の子どもを産むか産まないかを自ら判断し決定する自由・権利、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどを課題とし、女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものです。

#### (2) 保健指導・健康診査の充実

女性も男性も健康に暮らせるように、性差に配慮しながら、生涯にわたる健康支援を行います。

### 4. 人権の尊重と自立への支援

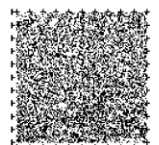
人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各々が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について知識を得られるよう法律・制度の理解促進を図ります。また、複合的な困難を抱える方へも連携して対応できる支援に取り組みます。

#### (1) 啓発、相談機能の充実

あらゆる差別や偏見をなくすため、人権尊重思想の普及啓発を進めます。また、様々な悩みや諸問題を解決し、相談者を支援するため、各種相談業務の連携を取りながら、相談機能を充実します。

#### (2) 貧困等複合的困難を抱える方への各種支援制度の整備

男女平等参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている方々が安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。



## 5. 男女平等参画の視点に立った防災対策

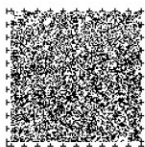
災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女平等参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

### (1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応

災害時における男女平等参画の視点と、女性の防災視点を融合した、防災計画や災害対策の運営を行います。また、災害対応時には、性自認や性的指向が非典型的な方々など様々な視点を考慮することが求められます。

### (2) 防災に関する活動等への女性の参画推進

災害対応に関する知識の普及や、防災士資格取得者の養成、地域の防災を担う女性リーダーの育成を踏まえて啓発していきます。



## Ⅳ 推進システムの整備

文京区男女平等参画推進条例では、「区の責務」「区民の責務」「事業者の責務」と3者が主体的に、また協働して男女平等参画社会の実現に向けて取り組むことが義務付けられています。

区民として、自らの自由な意思に基づき、性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方や社会での活動を選択できるように、男女平等参画についての理解を深めるとともに、事業に関与し推進に努めなければなりません。

区は男女平等参画を推進するための啓発活動や環境整備を行い、施策の推進状況やジェンダーに敏感な視点に立ち男女平等参画を推進しているかを文京区男女平等参画推進会議より評価や提言をうけ、区自らも計画の進捗状況を確認し、各種調査結果を区民に公表するとともに、絶えず施策の見直しや改善を図ります。

### 1. 庁内等推進体制の整備・充実

男女平等参画施策を推進し、区民に対し男女平等参画の意識を浸透させるために、全職員に対し、研修や啓発を通じて、男女平等参画の考え方を徹底します。

#### (1) 文京区男女平等参画推進条例の推進

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を課題として、政策を展開していくために条例においてさらなる周知に取り組みます。

#### (2) 計画の推進と評価体制の確立

全庁をあげて総合的に男女平等参画を推進し、計画事業について男女平等参画の視点から推進状況評価を行います。また、本計画をさらに推進するために、評価方法を充実します。

#### (3) 男女平等参画の視点に立った調達制度の活用

一部の建設工事において、安定的な品質確保及び不良不適格企業の参入防止をはかるために採用している総合評価落札方式に、男女平等参画の視点を取り入れ、区内企業等の男女平等参画を推進します。

#### (4) 区職員への意識啓発及び人材育成

男女にかかわらず、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職場の働き方の改革、職員の勤務状況の改善、休暇の取得促進などの具体的な取組を推進します。

本推進計画の施策全般に係る事業評価です。  
第2回、第3回の会議で、庁内（事業所管課）における評価について、委員皆様から評価・ご意見をいただきます。  
第4回の会議で、評価・ご意見を取りまとめ、ご提示します。  
第5回の会議で、最終報告をいたします。

## (5) 苦情申立て制度の運用

区が関与する男女平等参画に関する施策への苦情について、文京区男女平等参画推進会議において、関係機関や救済機関を紹介するとともに、申立てに対する意見聴取や一定の見解を表明します。

## 2. 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

女子差別撤廃条約をはじめとする男女平等参画に関連の深い各種条約や国際会議における議論等について広く周知徹底するとともに、国際社会への理解を深め、男女平等参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、地域での交流や連携、協力への支援を展開します。

### (1) 国際社会の取組との連携

国際的な潮流を踏まえ、関連の深い条約や国際規模について、幅広く区民の理解を深めるための情報提供や取組等を積極的に行うとともに、国際機関との連携に努め、諸外国の取組を通じて理解促進を図ります。

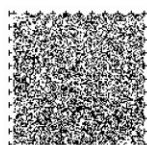
### (2) 国連持続可能な開発のための2030アジェンダ (SDGs)、女性のエンパワーメント原則 (WEPs) の周知・推進

国際社会の一員として開発協力を推進するため、地域レベルでの取組による国際貢献に努めます。

#### ◆ 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは

持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ) は、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標で、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) を掲げています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、取組の過程で、地球上の誰一人として取り残さない (no one will be left behind) ことを誓っています。

日本は、2030アジェンダの議論や交渉に一貫して貢献してきた国として、歴史的なアジェンダの採択を心から歓迎するとともに、開発協力大綱や人間の安全保障の理念の下で、国際社会と共に、今後のアジェンダの実施に最大限努力していきます。



#### ◆ 国連「女性のエンパワーメント原則 (WEPs)」とは

女性のエンパワーメント原則 (Women's Empowerment Principles) は、企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指して、女性の経済的エンパワーメントを推進する国際的な原則として活用されることが期待されています。2010年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト (GC) と国連婦人開発基金 (UNIFEM) (現 UN Women) が共同で作成した7原則です。

- 1) トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
- 2) 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
- 3) 健康、安全、暴力の撤廃
- 4) 教育と研修
- 5) 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
- 6) 地域におけるリーダーシップと参画
- 7) 透明性、成果の測定、報告

各原則の下に、4～6項目の具体的な内容が盛り込まれています。

### (3) 国・都への要望と連携強化

法や制度の整備、政策の充実などを国や都へ要望します。また、国・都等公共機関との共催事業等を通して、法や制度の周知・徹底を図ります。

### (4) 大学・企業・民間団体との連携の強化

大学・企業・民間団体との連携を深め、男女平等参画に資する取組の協働体制を確立するとともに、科学技術・学術における男女平等参画の推進、国際的な協調及び貢献への周知を図ります。

## 文京区男女平等参画推進計画

平成29年度～平成33年度【概要版】

平成29年3月

発行/文京区

編集/総務部総務課ダイバーシティ推進担当 〒112-8555 文京区春日1-16-21

電話/03-5803-1187 (直通) 印刷物番号: D0516062

資源有効利用のため再生紙を使用しています。

